

東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン

1999年 7月19日制定
2004年 3月16日改正
2007年 4月 1日改正
2008年 1月15日改正
2008年 6月16日改正
2010年 1月 4日改正
2014年 3月24日改正
2015年 9月24日改正
2017年 7月 3日改正
2021年 4月26日改正
株式会社東京証券取引所

当社各システム及び関連する他のシステムにおける障害の発生等により、当社における有価証券等の売買を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合に備え、以下のとおり、「東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン」を定める。

当該プランは、システム障害に限らず、地震・風水害、テロ及び電力・通信網をはじめとする社会インフラの停止等、原因となる事象を問わず当社の有価証券等の売買を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合において適用する。

○ 基本的な考え方

我が国証券市場のセントラル・マーケットとしての当社の役割はますます重要となっており、それに伴い当社市場の売買停止が国内外に与える影響も大きくなっている。一方で、市場における価格形成の公正性・信頼性の確保も、当社が果たすべき重要な機能であることから、当社市場の売買については、被災・障害発生状況や社会的要請を総合的に勘案し、取引機会の確保と価格形成のバランス等に配慮した対応を採る

ものとする。

○ 具体的な対応策・考え方（変更箇所は赤字部分）

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考	根拠規定
<p>I. 当社各売買システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 媒介系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買継続が困難な銘柄は、売買を停止する。 <p>2. 発注系</p> <p>① 株券等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェア（全体の売買代金シェアの概ね5割超）、障害発生状況（売買に参加できない取引参加者等の数及びその属性等）を勘案し、arrowheadにおいて取引が行われる有価証券の売買停止の可否を検討する。 ・ 売買再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。売買再開の判断に当たっては、売買再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、取引参加者に対し取引再開時間の周知を図ったうえ、再開後の注文受付時間・立会時間について、最低限それぞれ15分以上は確保するものとする。 ・ なお、当社各システムに障害が発生した結果、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できないシステム間接続仮想サーバ番号（以下「仮想サーバ番号」とする。）を当社に申告した場合に限り、申告された仮想サーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人手での対応は事実上不可能。 ・ 一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であり、また、多様な投資家が参加できない状況となれば価格形成の公正性・信頼性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。 ・ 障害発生状況の勘案にあつては、売買再開後に参加可能な取引参加者の個人からの受託の合計について、個人に係る売買代金に占めるシェアが概ね3割超となっているか、個人から受託のある取引参加者数が概ね5社以上となっているか、といった投資家の属性に関する点を考慮する。 ・ 売買代金シェアや取引参加者数によって判断することが適切ではない場合には、障害の影響を踏まえて柔軟に対応する（例えば、障害が発生し、そ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第4号等 ・ 業務規程第29条第4号等

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考	根拠規定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、売買を続行するものとする。 ② 転換社債型新株予約権付社債（CB）等 ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたくえで、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買停止の要否を検討する。 ・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、売買を続行するものとする。 	<p>の影響が予見できないような場合等においては、速やかな売買停止が必要であることから、数値基準によらずに売買停止の要否を検討する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に係る売買代金等については、投資部門別売買状況におけるデータをもとに把握する。 ・ 取引の現状を鑑み、当社が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 	
<p>II. 相場報道システムに障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面ダウン又は一般気配情報が配信されない場合等、市場の価格形成を歪めるおそれがある障害が発生した場合には売買を停止する。 ・ また、情報配信機能の障害によって売買立会による売買での価格との適正な価格チェックが行えない状況となった場合、ToSTNeT 取引のみ売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ arrowhead の情報配信機能に障害が発生した場合など市場情報が十分に伝達されない中で投資が行われると市場の価格形成を歪めるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第 29 条第 3 号等
<p>III. 清算機関又は決済機関のシステムに障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関（(株)日本証券クリアリング機構）又は決済機関（(株)証券保管振替機構、日本銀行、資金決済銀行等）においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株)日本証券クリアリング機構が定めるところによる。 ・ 清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧に日数を要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未決済取引が累積することに 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第 4 条

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考	根拠規定
	<p>する場合は、すべての売買を臨時に停止することがある。</p>	<p>より決済リスクが増加することを回避。</p>	<p>等</p>
<p>IV. 当社各売買システム又は清算機関のシステムの処理能力を超過するおそれがある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社各売買システム又は清算機関((株)日本証券クリアリング機構)の清算システムの処理能力を超過するおそれがある場合には、予め通知を行ったうえ、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各システムの処理能力を超過して売買を継続することは困難。 ・ arrowhead の処理能力を超過するおそれがある場合には、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ arrowhead における個別の売買取引サーバ等の処理能力を超過するおそれがある場合には、原則として当該売買取引サーバ等において処理されている銘柄について、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第 29 条第 4 号等
<p>V. 取引参加者の自社側システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 株券等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェア（全体の売買代金シェアの概ね 5 割超）、障害発生状況（参加できない取引参加者等の数及びその属性等）を勘案し、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買停止の可否を検討する。 ・ 売買再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。売買再開の判断に当たっては、売買再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、取引参加者に対し取引再開時間の周知を図ったうえ、再開後の注文受付時間・立会時間について、最低限それぞれ 15 分以上は確保するものとする。 ・ なお、取引参加者の社内システム等に障害が発生し、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であり、また、多様な投資家が参加できない状況となれば価格形成の公正性・信頼性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。 ・ 障害発生状況の勘案にあつては、売買再開後に参加可能な取引参加者の個人からの受託の合計について、個人に係る売買代金に占めるシェアが概ね 3 割超となっているか、個 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第 29 条第 3 号等

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考	根拠規定
	<p>社内システムが接続されている仮想サーバ番号を当社に申告した場合に限り、申告された仮想サーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、売買を続行するものとする。 <p>2. 転換社債型新株予約権付社債等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたくえで、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買停止の要否を検討する。 ・ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、売買を続行するものとする。 	<p>人から受託のある取引参加者数が概ね5社以上となっているか、といった投資家の属性に関する点を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買代金シェアや取引参加者数によって判断することが適切ではない場合には、障害の影響を踏まえて柔軟に対応する（例えば、障害が発生し、その影響が予見できないような場合等においては、速やかな売買停止が必要であることから、数値基準によらずに売買停止の要否を検討する。）。 ・個人に係る売買代金等については、投資部門別売買状況におけるデータをもとに把握する。 <p>・取引の現状を鑑み、当社が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。</p>	
<p>VI. 地震、風水害、テロ及び電力、通信網等の社会インフラ障害が発生した場合等</p>	<p>1. 当社が有価証券等の売買監理を行うことができない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害やテロ等で当社役職員が避難をすることが必要な場合など業務継続が困難となり、有価証券等の売買監理が不十分になると当社が判断した場合には、当社は、当該有価証券等の売買を停止する。 <p>2. 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等の売買に参加できない場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程第 29 条第 3 号等

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考	根拠規定
	<p>① 株券等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェア（全体の売買代金シェアの概ね5割超）、被災・障害発生状況（売買に参加できない取引参加者等の数及びその属性、金融市場全体の状況等）や社会的要請を総合的に勘案し、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買停止の要否を検討する。 ・ 売買再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。売買再開の判断に当たっては、売買再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、取引参加者に対し取引再開時間の周知を図ったうえで、再開後の注文受付時間・立会時間について、最低限それぞれ15分以上は確保するものとする。 ・ なお、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できない仮想サーバ番号を当社に申告した場合に限り、申告された仮想サーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。 <p>・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、売買を続行するものとする。</p> <p>② 転換社債型新株予約権付社債等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたうえで、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買停止の要否を検討する。 ・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、売買を続行するものとする。 <p>3. 清算機関又は決済機関において、清算・決済ができない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買を行うことへの社会的要請や被害の実態把握のために、当局・関係機関と連携したうえで売買停止・再開を決定する。 ・ コロケーションエリアが利用できない場合には、コロケーションサービスを利用した売買代金も考慮して判断する。 ・ 障害発生状況の勘案にあつては、売買再開後に参加可能な取引参加者の個人からの受託の合計について、個人に係る売買代金に占めるシェアが概ね3割超となっているか、個人から受託のある取引参加者数が概ね5社以上となっているか、といった投資家の属性に関する点を考慮する。 ・ 個人に係る売買代金等については、投資部門別売買状況におけるデータをもとに把握する。 <p>・ 取引の現状を鑑み、当社が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。</p>	

想定されるケース	当社の対応	考え方/備考	根拠規定
	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関（(株)日本証券クリアリング機構）又は決済機関（(株)証券保管振替機構、日本銀行、資金決済銀行等）においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株)日本証券クリアリング機構が定めるところによる。 清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧等に日数を要する場合は、すべての売買を臨時に停止することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務規程第 4 条等
VII. 売買停止期間の長期化が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> 被災・障害の復旧状況（障害の発生したシステムの復旧状況、売買に参加できない取引参加者等の状況及び金融市場全体の状況等）や社会的要請を総合的に勘案したうえで売買再開の可否を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引機会の確保に配慮しつつ、取引参加者における対応状況等を踏まえて判断する。 	
VIII. 対象指数に誤算出が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 株価指数連動型投資信託受益証券（ETF等）が連動する投資成果を目指す株価指数に誤算出が生じ、その影響が投資判断に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該株価指数に連動する株価指数連動型投資信託受益証券（ETF等）の売買を一旦停止し、誤算出に係る情報を周知した後に売買を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象指数における誤算出は、ETFの価格形成への混乱を及ぼす懸念が高いことから、当該情報を周知するために、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務規程第 29 条第 3 号等

○ 取引参加者との通知・連絡体制

平時利用している一斉同報ファックス、インターネット（東証ホームページ）及び東証WAN（Target）等のうち、その時点で利用可能な状態にあるものをすべて用いることとする。又、当社と取引参加者・相場報道システムユーザとの間の連絡等は現行のものを用いることとする。

なお、当社は、売買代金シェアを確認する場合には、各取引参加者の有価証券売買責任者に対して、売買を行うことの可否について確認を行う。当該確認は、原則として東証WAN（Target）を利用して行うものとする。

以 上